

衆人新解——衆人爲邑人説——

木村秀海

一 はじめに

殷・西周時代における衆・衆人は如何なる社會身分か、彼らが社會生産中で如何なる役割を果たしたのかについては長い論争の歴史があるが、まだ解決を見ていない。近年、この問題についての論考は少なくなっているが、この問題の重要性が減少したわけではない。むしろ殷代の諸歴史事象の研究が進むにつれ、この問題の解決なしには理解できないことが増えていると言っても過言ではない。かく考えて、この問題の解決のために一石を投ずることにした。

簡略であるが、これまでの研究を振り返っておきたい。最初、郭沫若の「衆即奴隸」説によってこの問題が提起された。^① 彼は衆を「衆多數的人在太陽底下從工作」「日下三人苦役之形」と釋字し、^② 芻鼎、『毛詩』周頌・臣工、『尚書』盤庚中篇が臣を非常に低く扱っているとして官家的奴隸とした。さらに殷代社會を奴隸制社會と規定した。殷代奴隸制社會論者である呂振羽、李亞農、郭寶均、王承詔、陳夢家なども少し異なる點はあるが、この奴隸説に準ずる。

これに對し、董作賓は殷代は封建社會であるということを前提に衆字を「一塊地方下有三人」と釋字し、平時は農、戰時は兵として服役する各諸侯國の成年男子とした。^② 丁山は衆字を「衆人在日下、應作受日神的保護民族」と字釋して、ローマの公民と等しく自由民であり、公卿大夫の子弟である可能性があるとした。^③ 楊斌は郭説の釋字を採用したにもかかわらず、衆は族人であり、奴隸ではないとした。^④ 胡厚宣は衆・衆人は直接労働者であり、軍事労働者であるが、盤庚篇の用例に照らせば身分は極めて高いとし、奴隸制社會と規定することに反對した。^⑤ 趙錫元は殷王の愛護と集體労働を理由に、奴隸でもなく、自由民でもなく、家長制家庭公社の成員であったとした。^⑥ 束世澂は盤庚篇に基づき、統治階級に屬する者で奴隸主であったとした。^⑦ 張永山は貴族奴隸主と奴隸の間にあったとした。^⑧

二つに分ける考え方もある。陳福林は衆は奴隸主階級の基層をなす全體の成員、衆人は奴隸主階級中上層とした。^⑨ 裘錫圭は廣義の衆は百吏・庶民などの奴隸等の賤民を除いた各階層の人を指し、狹義の衆は周代の國人下層に相當する平民とした。^⑩

我が邦では、天野元之助が被征服民、原住民、戦争捕虜等を含むものとした¹¹。佐藤武敏は各邑土の氏族より徴集され殷都附近に在住した氏族員に對する呼稱で、時とともに隷屬性を強め、周代には奴隷に近くなったとした¹²。島邦男は諸處での言及から見ると、胡厚宣説に賛同していたようだ¹³。白川靜は「氏族は大體において血縁關係の濃厚な族人と、比較的疎緩な關係にある衆とから構成されていた。…衆は卜辭および金文の例を以ていえば、氏族員というよりも氏族に屬する人というに近い。しかしかれらも、擬制的にもせよ族人と見なされていて、人と區別できない用法もかなり多く、身分的というよりも集合名詞的な意味を含んだ用法が原義であったであろう。つまり、氏族單位でなく、氏族から一時離れて編成された集團人を衆とよんだのが、本來の用法ではなかったかと思われる」とした¹⁴。石田千秋は殷王と同族意識を持つ王朝本來の族人で自由身分であったとした¹⁵。中國古代の身分制を詳細に論じた堀敏一の書では庶人であるとした¹⁶。

紙幅の制限によって主要な説を紹介するに止めたが、ここに見るだけでも従来研究には三つの問題點が存するのがわかる。第一は衆字の釋字に恣意性が強いこと。郭沫若の釋字も董作賓の釋字もそうで、一方は奴隸制社會の實在を主張するために釋字し、他方はそれを否定するために釋字したという印象が否めない。第二は史料の使用も恣意的であること。特に「衆即奴隸」説にはそれが強い。盤庚篇は中篇だけを史料とし、上篇・下篇は無視している。しかも文中の「養畜」を衆を家畜扱いしていると解して論據とする點などは恣意性が甚だしい。第三は盤庚篇に束縛されていること。これは諸説全般に言えることだ

が、あらかじめ盤庚篇で衆・衆人の枠組みを決め、その枠内からはみ出さない範囲で卜辭や金文の衆が如何なる社會身分かを求めようとしている。これは研究方法としては本末轉倒ではなからうか。盤庚篇は殷代に原型ができ、春秋時代に完成したとされる¹⁷。しかし、殷代にこのような長文の文章が書かれたらうか。口傳をもとに西周時代に原型が作られた、春秋時代に完成したとしても、その後二千數百年間に數知れない人の手を經てきた。この間にどのように書き換えられたかわからない。このような史料で枠組みを決め、それに合うよう殷・西周時代の原史料を解釋していくのは問題がある。先に卜辭・金文のよいうな第一次史料で衆・衆人が如何なる社會身分であるかを求めるべきである。然る後、盤庚篇の史料價値を見定め、どのように援用するかを考えるのが順當である。後世の文獻を參考にすることはやむをえないことであるが、それによって枠組みを決めてはならないはずだ。

本稿は上記三點を排し、まず卜辭・金文だけを對象史料にして衆・衆人が如何なる社會身分かを求め、然る後に盤庚篇の衆を如何に考えるかという順で、衆・衆人への検討を進めようと思う。

二 衆人と人・某人の關係

衆・衆人が何を指すかは以下の卜辭によって分かる。

01 𠄎巳衆成春受人、亡𠄎(災)。《合集》二六八九八

02 王其乎(呼)衆成春受人、𠄎𠄎土人眾𠄎人、又(有)𠄎(災)《合集》二六八九八

03 王其衆成春受人、𠄎𠄎土人、又(有)𠄎(災)《合集》

二六八八四

04 庚午卜、亘、貞曹不其受年、二月、二告《合集》九八一〇正

05 貞共雀人、乎(呼)宅雀《合集》八七二〇正

06 貞曹不其受年《合集》九八一〇正

07 ……大方伐……曹廿邑、庚寅雨自南、二……《合集》
六七九八

08 貞乎(呼)共才(在)人《合集》八〇七〇

09 戊寅卜、方至不、之日出(侑)、日、方才(在)雀曹、……《合
集》二〇四八五

10 ……令共東土人《合集》七三〇八

01～04辭中の「受」は、『管子』海王の「釜十五吾受」の尹知章注に「受、取也」、『孟子』離婁上の「男女授受不親」の朱熹集注に「受、取也」と云う取の義である。引伸して徵集の義に用いる。したがって、01は巳(子)の日に衆に春を戍守させるために人を徵取するか否かを卜問したもの、03は衆に命じて春を戍守させるために人を徵取するが、曹土人から徵取するか否かを卜問したもの、02は衆に春を戍守させるために人を徵取するが、曹土人と𠂔人から徵取するか否かを卜問したものである。

02・03中の土の前の一字は『類纂』『校釋』ともに「𠂔」としているが、拓本をよく見ると𠂔の下部に「」がある。この「」は器皿を表しているもので、この字は𠂔の下部に「」がある「曹」字と同字である。卜辭では土は10の東土のように廣大な地域を表している。07によれば、曹は大方という方國の侵入を受ける邊境に位置し、「曹廿邑」という表現か

ら見ると、少なくとも二十以上の小邑をその鄙に持っている。このように中心の邑と鄙の小邑で構成されるものを林澧は都鄙國家と呼んでいる¹⁹⁾。曹國は06にその受年が卜問されていることからわかるように殷の與國であった。

𠂔人の「𠂔」は、鬱金を合文で「𠂔」と書くように、「不毛」或いは「毛不」の合文と考えられる。09に戊寅の日に方が侵入して不至ったので、出(侑)祭をし、その祝詞に「方が雀・曹に在り、……」とあるので、不と雀・曹は近隣に在ったことがわかる。04に「雀人を徵集して宅・雀に呼(命)じて……」とあるので、宅も雀の隣地であった。

09の不と05の宅、03の𠂔がいずれも別個の邑で、三地ともに雀・曹の隣地であったとするよりは、不・宅・𠂔は一地で、𠂔は「不毛」或いは「毛不」の合文であり、もともと外國語であった地名を強いて𠂔と書き表したが、不・宅の場合はそれを略記したと解釋すべきであろう。

このように外國語を表記するときには略記することは人名・地名には非常に多い(例えば呉・楚の王名)。

01・02・03は大方の侵入を防ぐため、衆を春に戍守の兵として置きたい。ついでには近邊から徵集したい。徵集の対象は曹國の人にしてどうか、それとも曹國の人と𠂔の兩方から徵集しようか。このように考えてそれを卜問したものということになる。

ここで衆を徵集することが「受人」と表現されているのは注意すべきことである。これは衆が「人」とも呼ばれていたことを意味している。そして、その徵集の対象が曹土人や𠂔人などの某人となっていていることは、衆・衆人が商本國の人には限定されなかったことを意味

している。衆・衆人は王朝を構成する諸方國・諸邑であればどの邑の人でもよかった。08の「才(在)邑人」はそれを端的に表現したもので、邑に居住している人が徴集の対象であった。要するに、某邑の邑人が徴集の対象者であり、その対象者である邑人が衆・衆人なのである。

三 衆・衆人の徴集

ここでは、衆・衆人の徴集について検討したい。その際、01～03に見られるように衆・衆人は「人」とも簡稱されるので、それも検討対象に含む。

- 11 癸子(巳)卜、□、貞令……共衆人《合集》二一正
- 12 己酉卜、争、貞共衆人、乎(呼)比(變)亡……《合集》二三
- 13 辛亥卜、争、貞共衆人、立大事于西奠玆……月《合集》二四
- 14 丁卯卜、貞王其命畢共衆于北《屯南》二二六〇
- 15 丙子卜、韋、貞王共人《合集》七二七七
- 16 貞王共人、十一月《合集》七二七八
- 17 王共人、十一月《合集》七二七九
- 18 貞王勿共人《合集》七二七九
- 19 貞嗛人、夷王自侃扞《合集》七二一八
- 20 貞勿嗛人、乎(呼)侃古方《合集》六一八二
- 21 戊辰卜、方、貞嗛人、乎(呼)圭(往)伐古方《合集》六一七七正
- 22 ……勿嗛人、乎(呼)伐羌《合集》六六一九

- 23 壬申卜、貞勿嗛嗛人……古方……《合集》六一七〇正
 - 24 己丑卜、其饗衆、告……父丁《合集》三一九九四
 - 26 己丑卜、其饗衆、告于父丁一牛《合集》三一九九五
 - 27 戊申、貞其饗衆人《屯南》一一三二
- 卜辭中11～18の共は供出の共で、供出させること、即ち徴集の義である。19～23の嗛は、張亞初は

此字从収从邑(殷)、可隸定爲嗛。一期卜辭嗛人伐某方之詞習見。有時嗛人也作「邑人」(乙六五八一)、可證這是从収从殷以殷爲基本聲符之字。舊釋饗、釋登、均不確。說文「収、聚也、从勹九聲、讀若鳩」、収字文獻假爲鳩。邑(殷)字或作机軌軌、與収鳩都以九爲聲符、故可相通。卜辭嗛人即徴集斂聚人、于文意正相合。

と述べ、「収」字の初文で「人を徴集・斂聚する」としている。²⁴ 24の「饗」は、于省吾が

按、字从「饗」从「冉」、「饗」或省作「佳」、隸可作「饗」「冉」。均用作動詞、主要有「饗衆」和「秋饗」。均有聚集之義。と論證しているように「聚集」の義である。²⁵

このように徴集の義で用いられる動詞は、先の受(取)を加えると四種ある。使用例として最も多いのは共で、次いで嗛が多い。饗と受は極めて少なく、受は01～03の三例のみである。

徴集した人数を記した卜辭の一部をあげる。

- 28 貞勿嗛(収)人五千《合集》六一六七
- 29 貞嗛(収)人五千、乎(呼)侃古方《合集》六六一七

30 戊寅卜、般、貞嘏(旬)人三千、乎(呼)伐吾方、弗……《合集》六一七一

31 己未卜、般、貞王嘏(旬)三千人、乎(呼)伐吾方、伐《合集》六六三九

32 己未卜、般、貞王嘏(旬)三千人、乎(呼)伐吾方、伐《合集》六六四〇

33 己未卜、般、貞王嘏(旬)三千人、乎(呼)伐吾方、伐《合集》六六四一

34 丙子卜、永、貞王嘏(旬)人三千、乎(呼)……伐或《合集》六六九〇正甲

35 ……受夷衆百、王弗每(悔)《合集》二六九〇六
36 辛子(巳)卜、……、貞嘏(旬)帚(婦)好三千、嘏(旬)旅萬、乎(呼)伐……《英》一五〇正

37 ……王其曰(以)衆合右旅「左」旅、矢于舊(舊)《屯南》二三五〇

徵集人數を記したものは、受の一例を除けば嘏に集中している。人数は五千人(28〜29)が最も多く、三千人(30〜34)がこれに次ぐ。百人(35)規模の場合もある。殷は36の「旅萬」からわかるように一萬人単位の旅さえ所有していたので、これらの五千人・三千人が全国一齊に行われた徵集の結果とは考えにくい。後世、邊境に異民族が侵入した場合や地方で反亂が起きたときには、争亂地域近邊で兵を徵集、徵募して戰場に投入している。その例はここにあげるまでもなく、史書に習見する。36は一部地域から徵集し、帚(婦)好が率いている

三千人とすでに編成が終わっている一萬人の旅を併せ、合計一萬三千で某方を伐つことを卜問していると考えられる。矢は由と隸定されたりするが矢が正しい。國名に使用する場合は滕である。37は缺文があるが、王が率いる衆は中旅の一部で、これに別編成の右旅・左旅を併せ、三旅で舊(舊)を矢伐することを卜問している。この場合は軍旅の規模はなおさらに大きく、三萬人程度はあったと思われる。臨時の徵集による某千人は徵集可能な人数の一部なのである。

實際、01〜03以外にも、以下の例のように徵集先が一部地域、邑であることを明記している卜辭が散見する。

38 丁卯卜、貞王其令單共衆于北《屯南》二二六〇
39 ……令共東土人《合集》七三〇八

40 貞乎(呼)共才(在)《人》《合集》八〇七〇
41 貞共雀人、乎(呼)宅雀《合集》八七二〇正

42 ……族共人于帛……《屯南》二九〇九
43 甲申卜、般、貞乎(呼)帚(婦)好先共人于龐《合集》七二八三

44 貞吾方、弗嘏(旬)人臺(壙)沚、乎(呼)伐……《合集》六一七八

38は北方、39は東土という地域、40は《人》に居住する人々、41は宅と雀、42は帛、43は龐、44は臺(壙)と沚に限定された徵集である。

これらを見ると、殷代の兵の徵集は必要時に近邊から必要だけを徵集する、場当たりの徵集が行われていたように思われる。

四 徵集の目的と徴用先

徵集の目的は兵役と徭役の二種がある。

甲・兵役

兵役には成役と通常の兵役の二種があった。

a. 成役

45 五族其雉王衆

戍苜弗雉王衆

戍骨弗雉王衆

戍苜弗雉王衆

戍苜弗雉王衆

戍逐弗雉王衆

戍何弗雉王衆《合集》二六八七九

46 癸丑卜、狄、貞戍逐雉王衆《合集》二六八八一

47 戍隼弗雉王衆《合集》二六八八三

49 戍衛不雉衆《合集》二六八八八

50 ……夷入戍辟、立于……之、矢魃方、不「雉衆」《合集》二六八九五

51 ……戍逐其雉王衆《屯南》四二〇〇

52 于自（師）辟尋《懷》一三九一

53 方其至于戍自（師）《屯南》七二八

54 其尋二方白（伯）于自（師）辟《合集》二八〇三四

卜辭中の「雉」は于省吾が

按雉字或从土作雉者繁文也。甲骨文雉免之雉亦雉、矢與夷疊韻、故互作。……上舉諸辭之雉字、均應讀爲夷。……讀爲傷亡。

前引諸辭は問戍守或征伐時衆人有無傷亡之義。

と論證しているように傷亡の義で、「某喪衆」「某不喪衆」の喪とほぼ同義である。²³⁾「不雉衆（衆を傷亡することが無いか）」という表現は、成某という組織の構成員が衆・衆人であったことを證明するものである。

50に見える成辟は52の自（師）辟という軍の駐屯地に置かれた部隊の名稱と考えられる。こういう駐屯地は戍自（師）と呼ばれている。45に見える成苜・戍骨・戍苜・戍逐・戍何は苜・骨・苜・何という戍自（師）に置かれた駐屯部隊であったことになる。この五個の駐屯部隊は「五族」と總稱されている。この時の「族」は宗族を意味するのではなく、複数の某邑から徵集され、一つの軍旗の下に編成された衆で構成された部隊を意味する。『周禮』地官・司徒の六郷の編成に基づいて一族は百人とする考え方が²⁴⁾ある。確かにその通りで、『尚書』牧誓の

王曰、嗟、我友邦冢君、御事司徒司馬司空、亞旅師、千夫長百夫長、及庸蜀羌髳微盧彭濮人……。

という記述にある「千夫長・百夫長」という歩卒の將帥に率いられた部隊はそのようにして編成された可能性が高い。これもそうだろう。

戍自（師）は53のように方が侵入する封境沿いにあり、王が出御した某方との戦争で方酉や方白（伯）を捕虜にした場合には54のように王が駐留する戍自（師）において王自ら敵の首領を尋問することも

あった。

55 右戍不雉衆

中戍不雉衆、吉

左戍不雉衆、吉《屯南》二二二〇

56 中不雉衆、王固曰、引吉

左不雉衆、王固曰、引吉《合集》三三三四七

57 戍辟壘(駟)之、戍《合集》二八〇三四

56は中・左の下に戍が省略されているように思う。55・56に見える、

地名が附かない右戍・中戍・左戍という部隊は、複数の戍某の部隊を集めて再編した時の大部隊の名稱である可能性が高い。戍某は通常は

某地の戍白(師)に駐屯しているのだが、時には、57のように壘(駟、驛)の驛舎を経ながら別の地に移動させられ、移動地での戍戰(剿滅

戰)に投入されることがある。このように戍某を封境から移動させて

まで投入する必要がある大戦争では、複数の戍某の部隊を股の軍旅の

習慣によって右・中・左の大部隊に編成し直したと考えられる。

b. 通常の兵役

58 癸子(巳)卜、般、貞旬亡固、王固(𠩺)曰、出(有)

糸、出(有)來媿、乞(迄)五日丁酉允出(有)來媿自西、

沘或告曰、土方正(征)于我西鬲(鄙)、戍二邑。

59 丙戌卜、般、貞乎(呼)帚(婦)好先共人于龐《合集》

七二八七

60 辛酉卜、貞今者嚳(矧)人、乎(呼)伐……《合集》

七三四二

61 乙酉卜、般、貞勿乎(呼)帚(婦)好先于龐、共人《合集》

七二八三

62 乙酉卜、般、貞勿乎(呼)帚(婦)先于龐、共人《合集》

七二八四

63 乙酉卜、爭、貞乎(呼)帚(婦)好先共人于龐《合集》

七二八八

64 乙酉……貞勿乎(呼)帚(婦)先于龐、共人《合集》

七二八七

65 丁酉卜、般、貞今者王共人五千、正(征)土方、受出(有)「又

(祐)」《合集》六四〇九

66 癸子(巳)卜、般、貞共人、乎(呼)伐古「方」……受出(有)

「又(祐)」《合集》六一七四

67 貞我共人伐印方……《合集》六四七四

68 貞勿嚳(矧)人、乎(呼)伐古方、弗其受出(有)又(祐)《合

集》六一七八

69 ……嚳(矧)人三千、乎(呼)伐土方……《合集》六四六七

70 翌日王其令右旅眾(暨)左旅尖見方戍、不雉衆《屯南》

二二二二

71 丁酉卜、般、貞今者王共人五千、正(征)土方、受出(有)「又

(祐)」《合集》六四〇九

72 辛酉卜、貞今者嚳(矧)人、乎(呼)伐……《合集》

七三四二

戍役以外の兵役を假に通常の兵役と呼ぶことにすれば、通常の兵役

には防御のための徴集と征伐のための徴集があった。防御のための徴集は、58のように與國或いは殷自身が方に侵入されたときの徴集で、緊急性が高い。早急に徴集しなければならぬため、侵入された地域の近邊で徴集する必要があった。王が徴集を命じ、兵が集まるのを待って出陣すると間に合わない場合があり、そのようなときには、59、64のように、帚（婦）好などの代理人を先行派遣して徴集させ、防御に赴かせた。その後王が出陣したが、侵入の規模によっては將帥を派遣して防御させた。

第一期武丁期は對外戦争が多く、殷の領土が最も拡大した時代である。それがあって武丁は『尚書』などでは高宗と稱され、その名聲は後世にまで残った。領土擴張は防御戦からではなく、積極的攻勢から産まれる。65、72までの某方への征伐の多くはこういう領土擴張のための積極的な戦争のことを記したものである。外地に赴いて戦争する場合は防御戦以上の兵を集めたはずで、計画的に大規模な徴集が實施された可能性がある。

乙. 徭役

a. 工役

- 73 貞令才（在）北工、共人《合集》七二九四正
 74 貞勿令才（在）北工、共人《合集》七二九五正
 75 丁卯卜、貞王其命羣共衆于北……《屯南》二二六〇
 76 ……戊卜、……共衆……宗工《合集》十九
 77 庚……、貞共……宗工《合集》二〇
 77 戊寅卜、爭、貞今春衆上（有）工、十月《合集》八

78 ……衆又（有）工《屯南》五九九

工は土工（土木・建設）である。73・74によると、北部で土工が行われていて、その人員確保のために某地からの徴集が行われている。76も缺文があるが宗工への徴用と考えられる。宗工というのは宗廟での土木や建設である。西周中期の五祀衛鼎（集成二八三二）に

佳（唯）正月初吉庚戌、衛曰（以）邦君厲告于井（邢）白（伯）
 白（伯）邑父・定白（伯）・燎白（伯）・白（伯）俗父曰、厲曰、
 余執鞞（共）王卹（恤）工、于邵（昭）大室東逆（朔）、爰（營）
 二川、……

とあり、昭王の宗廟で工事が行われているように、宗廟では土工がよく行われたらしい。77では今春、衆に工役を賦するか否かが卜問されている。78も缺文があるが、土工と思われる。殷代の土工には「作邑」があったことが知られるが、工関係の卜辭には作邑や道路建設など土木も含まれている。いずれにせよ、土工には多くの肉體労働者と技術者である百工が必要であった。

b. 農役

農役には藉田への徴用と開墾・入植への徴用の二種がある。

イ. 藉田

藉田については先學の多くの研究があるが、ここでは詳述しない。『國語』周語上に周代の千畝の藉田を記して云う。

號文公諫曰、不可、夫民之大事在農、上帝之粢盛於是乎出、
 ……先時五日、誓告有協風至、王即齋宮、百官御事各即其齋三
 日、王乃淳濯饗禮。及期、鬱人薦鬯、犧人薦醴、王裸鬯饗禮乃

行。百吏庶民畢從。及藉后稷監之、膳夫農正陳藉禮、大史贊王。

王敬從之。王耕一墾、(韋昭注…一墾一耜之墾也。王無耜、以一耜耕)班三之(韋昭注…班次也。三、於下各三其上也。王一墾、公王卿九、大夫二十七)、庶人終於千畝。其后稷省功、大史監之、司徒省民、大師監之、畢。宰夫陳饗、膳宰監之。……

これによると、藉田は、司徒が藉に壇を建てることに引き續き、次の次第で行われている。

- ・王と百官が三日間齋戒をする。
- ・饗禮を行う。
- ・膳夫と農正が儀式の次第を宣布する。
- ・王の親耕
- ・公卿大夫の耕
- ・庶民が耕種を完成する。
- ・饗食

その特徴は王が臨蒞すること、王と公卿大夫が形式的耕起をすること、大部分の耕起は庶人がすることにある。

衆人の農耕に關する卜辭を藉田とそれ以外に分別するのは非常に難しい。以下は確實に藉田に關するものである。

- 79 ……卜、衆乍(作)藉、不喪……《合集》八
- 80 ……叀、貞王大令衆人曰、……受……《合集》五
- 81 ……「王」大令衆人曰、劬田、其受年、十一月《合集》一
- 82 貞夷小臣令衆黍、一月《合集》一二
- 83 己亥卜、貞令衆小藉臣《合集》五六〇三

84 己亥卜、貞令衆「小」藉臣《合集》五六〇四

79は藉と書いてあるので當然藉田の事例。80は王の臨蒞があり、81の大令の主語は王と考えられるので、王が臨蒞していることを示している。83・84は衆を小藉臣に任命するか否かを卜問したものである。小藉臣は藉田を管掌する官である。

- 85 貞夷衆乎(呼) 小衆人臣《合集》五五九七
- 86 貞夷衆乎(呼) 衆人臣《合集》五五九七
- 85・86によれば、衆は小衆人臣に命令できる小衆人臣の上位者であった。83・84で衆が小藉臣に任命されたのは、屬下の小衆人臣を指揮して衆人に藉田させるためであると推測される。
- 87 丁亥卜、令衆衆(？) 田、受禾(年)《合集》三一九六九
- 88 貞豊(庸) 曰(以) 衆田、又(有) 戎《合集》三一九七〇
- 89 甲子卜、令衆田、若(諾)《屯南》三九五
- 90 丙午卜、叀(古)、貞……衆黍于……《合集》一一
- 91 丙戌卜、方、貞令衆黍、其受中(祐)、五「月」《合集》一四正
- 92 貞王……衆于黍……《合集》七五
- 87、92は藉田なのか、他地での田作なのかの區別がつかないが、衆人が田作していた事例である。

- ロ・開墾・入植
- 93 癸子(巳) 卜、方、貞令衆人衆、入糴方墾(眾) 田《合集》六
- 94 丁亥、貞今秋王令衆衆、作多《屯南》四三三〇

95 癸亥、貞于癸亥「田」。

癸亥、貞王令多尹癸田于西、受禾。

癸亥、貞多尹躬作「田」、受禾。

乙亥、貞王金癸田于京。

于……癸田《人文》二二六三

96 乙亥卜、韋、貞乎（呼）田于癸《合集》一〇九六一

93の𠄎は、彭邦炯は「睥」で瞶の或體とし、于省吾は「按字从『聿』从『斧』、不从『耳』」としている⁽²⁵⁾。しかし、この字は95及び《屯南》

一一三九の𠄎の右部を顛倒した字なので、𠄎の右部は帆・𠄎（執・藝）の省體である。よって、字は「从帆省耳聲」の字で耳聲に讀む。

春秋晩期の曾仲遠臚鎮墓獸座（新收五二二）をはじめとして祖禰を「且𠄎」に作るものが多い。『毛詩』魯頌・閟宮「六轡耳耳」を馬瑞辰の

傳箋通釋が「耳耳、卽爾爾之假借」と云うように耳と爾は通用していた。耳と藝も通用する。よって、耳字は斧字ではなく、耳字であって、

帆（藝）の聲符である。𠄎（癸）は郭沫若が『說文解字』土部の「汝穎之間謂致力於地曰聖、从又土、讀若兔鹿窟」を引いて「聖」とする

のが良い。95に癸田と作「田」が對貞されているので、その義は作田に近い。93と94は對貞ではないが、これらからも作田の義に近いこと

がわかる。したがって、93は衆人に農穡をなすことを命じ、臚方の領域内に入り、開墾して田を作らせるか否かを卜問したものである。94

も同様で𠄎（𠄎？）に田を作ることが卜問されている。

93・94のように他の方國內に入って新たに田を作ったり（開墾）、そこに住み着いたり（入植）する場合、土着の人々との間に紛争が生

じる危険性が高い。だから、農民だけでなく、それを護衛する部隊が附いて行く必要がある。96で田作が命ぜられている苜地は45の戌苜が置かれている苜地で、邊境に位置する。開墾した田があったのでその戌守のために戌苜が置かれたのか、戌苜があつて安全なので苜で田作が行われたのかははっきりしないが、邊境のような危険地帯で開墾・入植をするときには田作と戌守を一體に行っていたことが窺える。

他地での田作を記す卜辭は多いが、ほとんどが96のように誰に田作させたかを記していない。いずれも衆人によって行われた可能性が高い。衆人による田作は通常のことなので、改めてそれを明記する必要がなく、省略されたと考えられる。

五 邑人の内部構造

殷代に某人と書かれる邑人の内部がどのような人々で構成されていたかを明記した卜辭はない。しかし、西周時代初期の金文にはそれを窺わせるものがある。

97 宜侯矢段（集成四三二〇）

佳（唯）四月、辰才（在）丁未、王省珷王・成王伐商圖、𠄎（誕

省東或（國）圖、王立（涖）于宜、入土（社）南郷、王令（命）

虔侯矢曰、鄆（遷）侯于宜、易（賜）𠄎（鬻）一卣、商（賞）鬻（瓚）

一□、彤（彤）弓一、彤（彤）矢百、旅（旅）弓十、旅（旅）矢

千、易（賜）土、𠄎（厥）川（𠄎）三百□、𠄎（厥）□百又廿、

𠄎（厥）宅邑卅又五、𠄎（厥）□百又卅、易（賜）才（在）宜王

人十又七生（姓）、易（賜）奠（鄭）七白（伯）、𠄎（厥）盧「千」

又五十夫、易(賜) 宜庶人六百又□(十) 六夫、宜侯矢揚王休、
乍(作) 虔公父丁隣彝。

98 大孟鼎(集成二八三七)

佳(唯) 九月、……夙(夙) 夕盥(紹) 我一人葬(烝) 四方、
雩(于) 我其適省先王受民受(授) 彊(疆) 土、易(賜) 女(汝)
鬯一卣・冏(禩) 衣・市(紱)・舄・車・馬、易(賜) 乃且(祖)
南公旂、用遷(狩)、易(賜) 女(汝) 邦嗣(司) 四白(伯)、人
鬲自駿(馭) 至于庶人、六百又五十又九夫、易(賜) 尸(夷) 嗣(司)
王臣十又三白(伯)、人鬲千又五十夫、適(亟) 竊鄂(遷) 自卒(厥)
土、……

97は矢の移封のときの賜與、98は孟の采邑への人員の積み増しのた
めの賜與であるが、これらを次のように整理してみると、賜與された
四組は同じ構造をしていることがわかる。

① 在宜王人十又七姓……宜庶人六百又□(十) 六夫

② 鄭七伯……盧(虜)「千」又五十夫

③ 邦司四伯……人鬲(隸) 自馭至于庶人、六百又五十又

九夫

④ 夷司王臣十又三伯……人鬲(隸) 千又五十夫

①の組。「在宜王人十又七姓」は、「宜庶人六百又□(十) 六夫」を
隸下に有する。「在宜王人十又七姓」によれば、王人は姓を有してい
るので、『左傳』定公四年に

故周公相王室以尹天下。於周爲睦。分魯公以大路大旂、夏后之
璜、封父之繁弱、股民六族、條・徐・蕭・索・長勺・尾勺。使帥

其宗、輯其分族、將其類醜。以法則周公。

とある股民六族のように宗・分族という宗組織を有していたはずであ
る。それに隸屬している「宜庶人六百又□(十) 六夫」は股民六族に
隸屬する類醜に相當する隸民であり、姓・氏を持たず、名だけで呼ば
れる人々であった。「在宜王人」という修飾語によれば、十七姓は王
の臣下であるが、出仕せずに居住地の宜に居住している。この姓・氏
を有し、宗組織を有し、原邑に居住し、王の家臣になっている十七姓
は、複數で邑を支配しているので、後世の大夫のような采主ではない。
それより下にいて庶人より上にいるのだから、後世の語にいう土に相
當する。そこで本稿ではこの階層を「土」と呼ぶことにする。

②の組。「鄭七伯」は「盧(旅)「千」又五十夫」を引き連れている。
鄭七伯は複數であり、隸民を従えていて、①の十七姓と事情は同じで
ある。したがって、鄭七伯はもともと鄭邑に居住していた土であった
と考えられる。

③の組。「邦司四伯」は隸民「人鬲(隸) 自馭至于庶人、六百又
五十又九夫」を引き連れている。四伯は「伯」と稱しているので、②
の鄭七伯と同様に土である。この四伯は「邦司」と冠し、且つ後文に
「亟かに穢(意義不明)し、厥の土自り遷せ」とあるので、周邦内の
邑から隸民とともに遷移させられたと考えられる。

④の組。「夷司王臣十又三伯」は隸下に「人鬲(隸) 千又五十夫」
を有している。この十三伯も土と考えられる。「夷司」と冠し、且つ
後文に「亟かに穢(意義不明)し、厥の土自り遷せ」とあるので、も
と東夷もしくは南淮夷に屬していた邑から隸民とともに遷移させられた

ものであろう。

①に見えるのがもともとの宜邑の構成員全員なので、同じ構造の②は鄭地の某邑の構成員全員、③は周邦内の小邑の構成員全員、④は東夷もしくは南淮夷の複数の小邑の構成員全員と考えられる。ここからわかるのは、一般に殷・西周時代の邑人は、宗・分族組織を有する一つ或いは複数の土とその隸民によって構成されていたということである。

97・98に見られるように、『左傳』の醜は金文では「盧」「人鬲」と呼ばれている。盧は來母魚韻、虜も來母魚韻で同音通假する。虜は『史記』李斯列傳「慈母有敗子而嚴家無格虜者、何也」の司馬貞索隱に「虜、奴隸也」、『毛詩』大雅・常武「仍執醜虜」の鄭玄箋に「醜、衆也」、『左傳』定公四年「將其類醜」の杜預注に「醜、衆也」、『國語』周語上「況爾小醜乎」の韋昭注に「醜、類也」とある。虜・類・醜は同じものを指す語であらう。②にいう虜は①③④との比較から考えると、司馬貞のいうように奴隸ではなく、③の「馭自り庶人に至る」階層を指すと考えられる。人鬲は人と鬲でできた連語で、人は庶人、鬲は庶人を除く奴隸全般を指す⁹⁷。鬲は來母錫韻、隸は來母質韻であり、雙聲近韻で「隸」と通假する。人鬲（隸）という語は『後漢書』周嘉列傳に「因呵賊曰、卿曹皆人隸也。爲賊既逆。豈有還害其君者邪。嘉請以死贖君命」とあり、この場合人を罵る語として使用されているが、元代まで使用された隸民を指す語である。

人隸中の庶人は『左傳』襄公九年の

其卿讓於善、其大夫不失守、其士競於教、其庶人力於農穡。商工

阜隸、不知遷業。

によれば、農穡をする農民であった。庶人は「人・隸」中の人であって鬲（隸）には含まれない。このことは卜辭で農耕のための徭役に徵集するとき「共人」と表現し、「共鬲」と表現していないことから明らかである。鬲（隸）は全ての奴隸を意味する語である。

西周晩期の

99 師獸段（集成四三一一）の銘文

佳（唯）王元年正月、初吉丁亥、白（伯）酈父若曰、師獸、乃且（祖）考又（有）爵（勛）于我家、女（汝）有佳（雖）小子、令（命）女（汝）死（尸）我家、鞶嗣（司）我西扁（偏）・東扁（偏）、僕馭・百工・牧・臣妾、東（董）哉（裁）内外……

に「僕馭・百工・牧・臣妾」という表現があり、奴隸中に僕馭・百工・牧・臣妾という身分があるように見えるが、これは職掌による名稱の違いで身分ではない。奴隸の身分は一つしかない。職掌と主人との親疎で區別されているだけである。

百工は監督指導する有司（戰國時代の金文に見える工師）と多数の工匠とで構成されている。有司を呼ぶ場合も百工、工匠を呼ぶ場合も百工というが、師獸段の「僕馭・百工・牧・臣妾」の百工は後者の用い方で、奴隸である工匠を指す。「僕馭・百工・牧・臣妾」は身分による序列ではなく、職掌によって異なる全ての奴隸を併記しているに過ぎない。したがって、98の「人鬲（隸）自馭至于庶人」は庶人および全ての奴隸という意味である。土がどこかに遷移する場合には自己の族人および隸民である庶人および全ての奴隸を引き連れて遷移し

たのである。

六 微用先と身分

殷代の戦争には戎車（戦車）が使用されている。戦車には車上兵だけでなく徒兵が附いていた。

100 禹鼎（集成二八三三、二八三四）

禹曰、不（丕）顯超超皇且（祖）穆公、克夾盥（紹）先王奠四方、肆（肆）武公亦弗段望（忘）贖（朕）聖且（祖）考幽大弔（叔）・懿弔（叔）、令（命）禹仆（肖）贖（朕）且（祖）考、政于井（刑）邦、肆（肆）禹亦弗敢恣（恣）、暘（揚）共（恭）贖（朕）辟之令（命）、烏虜哀戔（哉）、用天降大喪于下或（國）、亦佳（唯）噩（鄂）侯

駉（駉）方率南淮戸（夷）・東戸（夷）廣伐南或（國）東或（國）、至于歴内、王廼令（命）西六白（師）・殷八白（師）曰、戮（撲）伐噩（鄂）侯駉（駉）方、勿遺壽幼、肆白（師）彌宥（怵）旬匡（匡）、

弗克伐噩（鄂）、肆（肆）武公廼遣禹率公戎車百乘、斯（斯）駉（駉）二白・徒千、曰、于匡（匡）？朕肅慕、夷（惟）西六白（師）・

殷八白（師）伐噩（鄂）侯駉（駉）方、勿遺壽幼、雩禹曰（以）武公徒駉（駉）至于噩（鄂）、辜（敦）伐噩（鄂）、休隻（獲）畢

（厥）君駉（駉）方、肆（肆）禹又（有）成、敢對揚武公不（丕）顯耿光、用乍（作）大寶鼎、禹其萬年、子子孫孫永寶用

この100によれば武公の兵力は「戎車百乘、斯駉二白、徒千」と表現されている。しかし、『左傳』などの注釋によれば、戦車は車左（車長）が一人、駉者が一人、車右が一人の合計三人の乗員と車徒（徒兵）で

構成されていたとされる。「斯駉」の斯は斯役のことで、令鼎（集成

二八〇三）に「王大藉（藉）農于諶田、錫（觴）、王射、有嗣（司）眾師氏・小子啣（合）射、王婦自諶田、王駉（駉）、濂（濂）（仲）僕、

令眾奮先馬走」とある、濂仲のような車上で駉以外の役割をなす者というのであろう。三人乗る場合、駉が中央に、斯役の僕は右に乗った

であろうが、100には車長である車右は出てこない。恐らく「戎車百乘」は車一〇〇輛と正式の乗員である車左一〇〇人の両方を含む語なので

あろう。このように西周時代には戦車一乗当たり乗員が三人、車徒が一〇人という構成をしていた。殷代もほぼ変わらなかつたと推測される。

殷・西周時代の戦車の乗員と車徒がどの身分の人々であったかを明記した卜辭や金文はない。だが推測は可能である。

・車徒駉（集成三一二六）
車徒

これは一九四九年前後に河南安陽の郊外から出土した殷代の駉の銘文だが、「車徒」と銘してあって、車徒が使用した青銅器である。

・徒鼎（集成一〇六二）
徒

・徒方鼎（集成一〇六三）
徒

この二器も同じく殷代の青銅器で、車徒が使用したものである。今のところ三器しかないが、車徒が青銅器を使う身分であったことを

証明している。庶人や奴隸でなかつたことは確かだ。一方、近年出土

した史密段には車徒を「族徒」と表現している。

101 史密段（新收六三六）

佳（唯）十又二月、王令（命）師俗・史密曰、東征、故南戸（夷）・膚（莒）・虎・會・杞尸（夷）・舟尸（夷）・翟（觀）不阡（折）、廣伐東或（國）、齊白（師）・族土（徒）・述（遂）人、乃執鬻（鄙）寬亞、師俗遼（率）齊白（師）・述（遂）人、左、周伐長必、史密、右、遼（率）族人・釐（萊）白（伯）・燮（棘）・扈、周伐長必、隻（獲）百人、對揚天子休、用作（作）朕文考乙白（伯）鄩段、子子孫孫、其永寶用

この族徒は101の後文では「族人」と言い換えられている。庶人より身分が上で、族組織を持っていて、ある程度大人数が動員できるものということになれば、士以外にはありえない。

98の大孟鼎の場合、采主孟の宗族は一つで、それが宗氏と分族に分かれているが、その家臣に組み入れられた士は一七の宗族があり、それも宗氏と分族に分かれている。戦車の乗員を孟の宗氏と分族の長が勤め、その車徒を士が勤めれば、一〇乗、一〇〇人の戦車部隊を作することは可能である。武王が牧野の戦いのときに率いた戦車部隊三〇〇乗（『尚書』周書・牧誓）はこのような部隊を寄せ集めたものであったに違いない。

殷代の戦争は戦車戦が中心であったとされるが、そうではなかっただろう。殷代は馬車が普及し始めた時期で、かなりの規模の戦車部隊があったことは間違いない。しかし歩兵も主要戦闘力であり、戦車部隊と歩兵部隊が雙輪となって戦争をしていたと思う。

先に三千人、五千人の兵の徴集が多いことを指摘しておいたが、これがもし車徒の徴集であったとすれば、禹鼎の軍制を當て嵌めれば、三百乗・五百乗の徴兵を頻繁に行っていたことになる。98の場合は一千三百乗が動員されたことになる。戦国時代の超大国であった秦・楚・齊でも戦車は千乗程度であるから、それよりも遙かに人口が少なく、戦車も普及し始めたばかりの殷代に一千三百乗もの戦車部隊があったとは考えにくい。牧誓の

王曰、嗟、我友邦冢君、御事、司徒司馬司空、亞旅師氏、千夫長百夫長及庸蜀羌髳微盧彭濮人、稱爾戈、比爾干、立爾矛、予其誓。

には「千夫長百夫長」という官があり、孔安國の傳に「師帥卒、帥」と云うように、歩卒の部隊を率いる長に百夫長・千夫長という官があったことが伝えられている。周初の軍制は殷の軍制を模倣したものと考えられるので、殷墟卜辭の三千人、五千人という千人単位の兵はこのような百夫長・千夫長に率いられる歩卒の部隊と見なすべきであろう。殷王による歩卒部隊の徴集は、戦車部隊の徴集とは別に、庶人に對して行われたと思われる。101に「遂人」というものが見える。

遂人は『周禮』地官・遂人に「凡事致野役而師田、作野民帥而至」とあり、軍旅とか田獵のときに遂人が野民（農民、庶人）の長となり、それを率いるとされている。101の「遂人」はこの遂人が率いる庶人の部隊である。101は西周中期の金文なので、殷代からあまり遠くなく、殷代の庶人兵役の慣習が西周時代にまで残ったものだろう。

ここまで述べてきたことをまとめると、衆・衆人は兵役と徭役を負

擔しているのだから、庶人、百工、士とその族人を指す語であったということができよう。これらは采主に與えられる以前の一般的邑の構成員と同じなので、衆・衆人は土着の邑人を指すと言ひ換えることができる。邑が采主に與えられた後は、采主も邑人の一員となるのだが、采主は衆・衆人とは呼ばれなかったと思う。後文の102の衆がその例であり、采主の匡季は衆には入っていない（采主は複数の邑を持つ場合があり、形式上は一つの邑に属することなく、複数の邑の上に君臨していたからであろう）。百工はかなり問題のある語で、奴隸である工臣を指す場合とそれを監督指導する工師のような有司を指す場合とがあるが、人閒扱ひされて衆・衆人と呼ばれているのは後者だけだと思う。兵役は士にも庶人にも課せられ、前者は戰車部隊の兵、後者は歩兵部隊の兵とされた。徭役のうち農役は一般に庶人に課された。工役は庶人・百工に課されたが、百工は特殊な組織なので、工師が奴隸である工臣を率いて徴集に應じたと思われる。

七 西周金文の衆

西周金文には衆字の用例は五例しか見つかからない。うち三例は明らかに「衆多」の義である。残る二例のうち、四例目に當たる102 留鼎の衆は本稿で扱っている衆・衆人である。

102 留鼎（集成二八三八）

昔饒歲、匡衆厥臣廿夫、寇留禾十秬、呂（以）匡季告東宮、東宮迺曰、求乃人、乃弗得、女（汝）匡罰大、匡迺頤（稽）首于留、用五田、用衆一夫、曰噏、用臣曰臯曰臯、曰用茲四夫、

頤（稽）首曰、余無齒（攸）具寇、正（徵）□不侂（出）、伎（鞭）余。留或（又）呂（以）匡季告東宮、留曰、必佳（唯）朕（禾是）賞（償）、東宮迺曰、賞（償）留禾十秬、遺（饋）十秬、爲廿秬、〔若〕來歲弗賞（償）、則附冊秬。迺或（又）即留用二、又臣一夫、凡用即留田七田、人五夫。留覓匡冊秬。

従来、この銘文において衆と臣の身柄が引き渡されていることを、盗まれた禾の賠償であると解し、衆は臣や田と同様に物として扱われているので、奴隸もしくはそれに近い隷屬民と考えられてきた。果たしてそうか。

従来 of 解釋では裁判は二度行われたとしているが、一度しか行われていないと思う。一度の裁判が刑事と民事に分けて行われたのである。裁判の前半は犯人の引き渡しに關する刑事事案で、これに對しては、犯人を引き渡せという判決が下された。匡季はとりあえず犯人である衆一夫・臣三夫を引き渡し、不明犯人引き渡し分の代償として田五田を支拂った。匡季は犯人が誰々で幾人であるのが明瞭でないという理由で犯人數を少なく見積もって引き渡したので、留の主張する犯人二十人という主張と開きがあった。そこで調査して後日、引き渡すか代償を拂うと約束することで、刑事は一應決着した。後半は民事事案で、盗まれた分の十秬の辨濟と罰金分十秬を支拂え、來年支拂わなかったら倍額にする、という判決が言い渡された。民事はこれで決着した。後は後日談である。調査の結果、匡季は犯人として臣一夫を引き渡し、不明犯人分として田二田を支拂った。匡季から引き渡されたのは合計で代償分の田七田と犯人の身柄五人となった。しかし、そ

れでも犯人二十人を主張する習には納得がいかなかったので、さらに禾三十秭の支拂いを求めた。この後のことは書いてないから、これで最終決着がついたと考えられる。以上がその内容である。

この銘文からは衆が奴隸であるとか奴隸に近いということとはできない。衆は確かに身柄が引き渡されているが、これは犯罪者として身柄が引き渡されているのであって、賠償物として引き渡されているのではない。犯罪者は奴隸に落とされるという古代の法習慣によれば、衆は犯人と認定された時点で身分は奴隸に等しくなっている。だからこれを引き渡したからといって、衆の身分は奴隸であるとか、奴隸に近いというのは正しくない。

この銘文に見える衆は①奴隸である臣と行動をともにしている、②飢饉になったら食えない境遇に陥っている、③自己を贖罪するほどの財力がない、ということが読み取れる。この三点を考慮に入れると、この衆は士ではなく、庶人であった可能性が高い。

五例目の103の衆については、それを衆・衆人の用例に含める人と含めない人がいる。本稿は後者の見方を採る。

103 師旂鼎 (集成二八〇九)

唯三月丁卯、師旂衆僕不从王征于方黜(雷)、事(使) 卒(厥)友引曰(以) 告于白(伯) 懋父、才(在) 葬、白(伯) 懋父乃罰得夏(茲) 古(辜) 三百俘(錡)、今弗克卒(厥) 罰、懋父令(命) 曰、義(宜) 敕(播)、馭卒(厥) 不從卒(厥) 右征、今母敕(播)、其(期) 又(有) 内(納) 于師旂、引曰(以) 告中史書、旂對卒(厥) 賢(劾) 于降彝

この銘文には師旂が率いる戦車部隊の兵が従軍を拒否して三百錡の罰金を科せられた経緯が記されている。ここでは戦車兵が衆僕と呼ばれている。これを「衆と僕」と読むと前者の立場に立つことになる。しかし、このような解釈は近出した¹⁰⁴のような僕の用例を知らなかったことから生じた誤りであろう。

104 晉侯蘇鐘 (新收八七〇—八八五)

佳王卅又三年、王親(親) 適省東或(國) 南或(國)、正月既生霸戊午、王步自宗周、二月既望癸卯、王入各成周、二月既死霸壬寅、王饋(徵) 往東、三月方死霸、王至于莒、分行、王親(親) 令晉侯、達(率) 乃自(師) 左游濱、北游□、伐矧(夙) 尸(夷)、晉侯蘇(蘇) 折首百又廿、執噠(訊) 廿又三夫、王至于鄆(城)、王親(親) 遠省自(師)、王至晉侯蘇(蘇) 自(師)、王降自車、立南鄉、親(親) 令晉侯蘇(蘇)、自西北遇臺(敦) 伐鄆(城)、晉侯達(率) 卒(厥) 亞旅・小子・或人、先啟(陷) 入、折首百執噠(訊) 十又一夫、王至、淖淖列列、尸(夷) 出奔、王令晉侯蘇(蘇)、達(率) 大室・小臣、車僕從、述(墜) 逐之、〔晉〕〔侯〕折〔首〕百又〔二〕〔十〕、〔執〕噠〔訊〕 廿夫、大室・小臣・車僕、折首百又五十、執噠(訊) 六十夫、王佳反(返)、歸才(在) 成周、公族整自(師) 宮、……

これによると戦車兵は乗員と車徒が一括して「車僕」と稱されている。僕はそのように戦車兵を一括して指すことができる語でもある。¹⁰⁴の「衆僕」というのはただの衆多の戦車兵という意味で使用されている。したがって、これを衆・衆人の例とすることはできない。

蛇足かもしれないが、この103で戦車兵一人当たり課された三百銖の罰金について觸れておこう。三百銖という罰金はすこぶる重い罰金である。102の召鼎には銘文第三段を引用したが、第二段には庶人五夫の名籍と地租徴収権が百銖で賣買されたことが記されている。⁽²⁸⁾これによれば庶人十五人分の名籍と地租徴収権に相當する額である。庶人が拂える額ではない。贖匱(集成一〇二八五)で被告の牧が鞭打ち千を五百に減らしてもらった際の減刑分の贖罪費用がちょうど三百銖とになっている。鞭打ちは鞭の種類によって負わせる傷害は異なるが、大抵の場合、本気で五百回も鞭で打たれると重傷となるか、瀕死の状態になってしまう。三百銖はほぼ一人の貴族の命を左右する額に相當した。104では王の遠征軍への出陣を拒否したのだから、死刑でもおかしくない。だから死を免れる士一人當りの罰金としては妥當な額であったと思う。銘文によると「今弗克厥罰(罰金を拂うことができない)」という状態に陥ったらしいが、強いて徴集を命じているところを見ると、乗員や車徒の士には無理をすれば拂える額であったのである。三百銖は庶人が拂える額ではないが、貴族の末端にいる士ならば無理したら拂える額であったはずである。これも戦車兵が士で構成されていたことを證している。

ここまで述べてきたことをもう一度まとめなおしてみよう。

衆・衆人は邑人中の兵役・徭役を負担する公人階層(士、庶人、百工(工師))に對する稱謂であって、臣のような奴隸層は含まれない。公人ではない奴隸の僕・百工・臣妾などは兵役・徭役を負担しないし(主人や管理者が應召する場合に奴隸がそれに附随することがあって

も、彼らは附随する者であって、徴集の正式な対象者ではなかった)、物として賜與の対象物になる。殷・西周時代には衆・衆人だけが人(公人)であり、人としての義務(兵役・徭役)を果たすが故に人と呼ばれ、人としての権利が認められていた。

八 『尚書』盤庚篇の衆

『尚書』盤庚篇の衆は衆・衆人を検討する場合、重要な史料とされてきた。しかし、この篇は水害による盤庚遷都という事實を知る以外、身分制などを研究できる程の正確な内容を有する史料なのだろうか。ともあれ、全十二用例を見てみよう。

盤庚上

①盤庚遷于股、民不適有居、率籲衆感出矢言曰、我王來、既爰宅于茲、重我民無盡劉、不能胥匡以生、卜稽曰其如台。

②盤庚敷于民由乃在位、以常舊服正法度、曰無或敢伏小人之攸箴。王命衆悉至于庭。王若曰、格汝衆、予告汝訓汝、猷黜乃心、無傲從康。

③汝不和吉言于百姓、惟汝自生毒、乃敗禍姦宄、以自災于厥身、乃既先惡于民、乃奉其恫、汝悔身何及。相時儉民、猶胥顧于箴言、其發有逸口、矧予制乃短長之命。汝曷弗告朕而胥動以浮衆自作弗靖、非予有咎。

④無有遠邇、用罪伐厥死、用德彰厥善。邦之臧、惟汝衆、邦之不臧、惟予一人有佚罰。凡爾衆、其惟致告、自今至于後日、各恭

爾事、齊乃位、度乃口。罰及爾身、弗可悔。

盤庚中

⑤ 盤庚作、惟涉河以民遷、乃話民之弗率、誕告用亶。其有衆咸造、勿褻在王庭。盤庚乃登進厥民、……

⑥ 今予命汝、一無起穢以自臭、恐人倚乃身、迂乃心。予迓續乃命于天。予豈汝威、用奉畜汝衆。

盤庚下

⑦ 盤庚既遷、奠厥攸居、乃正厥位、綏爰有衆、曰無戲怠、懋建大命、今予其敷心腹腎腸、歷告爾百姓于朕志、罔罪爾衆、爾無共怒、協比讒言予一人。

⑧ 嗚呼、邦伯師長百執事之人、尚皆隱哉。予其懋簡相爾、念敬我衆。朕不肩好貨、敢恭生生、鞠人謀人之保居敝斂。今我既羞告爾于朕志、……

顧頡剛・劉起紆は『尚書校釋譯論』の討論の部分で、これら盤庚篇の衆字の語義について次のように述べている。²⁹⁾

看來這一篇的「衆」字、是指有資格被國王召到王庭裏訓話的較小的奴隸主和自由民的代表。至於第二篇（原下篇）、是對百官講話、其中有兩「衆」字就是指百官、只有「念敬我衆」的「衆」字和第一篇（木村注・中篇を指す）一樣的指民衆。第三篇（原上篇）共用了七個「衆」字、都是用於指貴戚和在位官員。那麼『盤庚』全文的「衆」字、不可能是指奴隸、它只能是在「衆多」的意義上使用的。

①の衆惑の衆は確かに顧頡剛・劉起紆が云うように衆多の意味であ

る。②④⑥⑦⑧の爾衆・汝衆は衆多の義なのか、同格で使用されているのかの判断が難しい。また③⑤有衆・衆も衆多の義の民衆・大衆であるのか、社會身分を指す衆・衆人のことなのかの判断が難しい。それらが具體的には民・百官・貴戚・在位官員などを指していることは顧頡剛・劉起紆の指摘通りである。

この篇を殷代・西周時代研究の史料として卜辭・金文と同列に扱うこと自体に疑問を持っている。衆・衆人は庶人・百工・士などの邑人の意味する語である。商邑は殷都なので大中貴族や王子や王の親戚も住んでいる。衆・衆人は一般的邑の原住民（邑人）を指す語であるが、語義を廣義に適用すると、商邑全ての住民を指すことも可能である。盤庚篇ではそのように使われている。この篇は殷代の少量の典籍を傳承し、次々に改修が加えられ春秋時代に成書となった。その過程で修飾・増幅されて貴戚や大官も衆に加えられたのであろう。あらかじめ盤庚篇で枠組みを定め、その範囲内で衆・衆人とは何かを求めることは方法論的に誤っているとすることはこういうことがあるからである。とりわけこの篇をもって衆・衆人は殷王と血縁関係があるなどというのは、枠組みをあらかじめ作ったことから生じた誤解である。

九 結び

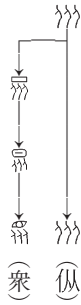
以上の所論をまとめると次のようになる。

邑の全住人
 士——庶人——百工（工師）——僕・馭・百工（工臣）・牧・臣妾
 宗・分族——類醜



即ち人鬲(人隸)とは支配層(士)と被支配層(人・鬲)を分ける場合の被支配層に對する稱謂であり、衆・衆人は公的に人として扱われ、人としての義務(兵役・徭役)と権利を持つ階層の人々に對する稱謂で、某人とも呼ばれる邑人を指す。邑人は王人・王臣(有姓偁伯、のちの士)、庶人、百工で構成されていた。僕馭、牧、臣妾などの奴隸は人ではないので邑人には含まれなかった。

最後になったが、邑人と衆の字形との關わりについて觸れておこう。卜辭では衆は𠂔、𠂕、𠂖などの字形で書かれるが、𠂗(《合集》一〇)のように人三で書かれるのがその初文である。次いで次のように偽變していった。



𠂗は人三で「多くの人」を表す。𠂗はそれに意符の□を附けた派生字で、□は城郭である。邑(𠂗)字が城郭(□)と跪人形(𠂗)で人が住む邑を表し、場所(□)に重點が置かれた文字であるのに對し、衆(𠂗)は城郭(□)に住む多くの人(𠂗)を表し、人(𠂗)に重點が置かれた文字である。その後、𠂗の意符の□に飾筆が加わって□となり、日字がよく目字に偽變するように偽變して衆となったのである。このように衆は𠂗が原初形で、當初から邑人を指す語であったの

である。

略稱

人文 貝塚茂樹『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字』京都大學人文

科學研究所、一九五九—一九六八年

合集 郭沫若等『甲骨文合集』中華書局、一九八二年

類纂 姚孝遂主編『殷墟甲骨刻辭類纂』中華書局、一九八九年

校釋 曹錦炎・沈建華編著『甲骨文校釋總集』上海辭書出版社、二〇〇六年

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』中華書局、二〇〇七年

新收 鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編『新收殷周青銅器銘文暨器

影彙編』芸文印書館、二〇〇六年

注

(1) 郭沫若『十批判書』(《郭沫若全集》歷史編、第二卷、人民出版社、一九八二年、所收) 十八頁、同『奴隸制時代』(《郭沫若全集》歷史編、第三卷、人民出版社、一九八四年、所收) 二二頁。

(2) 董作賓『殷虛文字甲編自序』(《中國考古報告集》之二、小屯、第二本、殷虛文字甲編) 商務印書館、一九四八年) 一一—一二頁。

(3) 丁山『甲骨文所見氏族及其制度』(中華書局、一九八八年版) 三八頁。

(4) 楊棫『論殷末周初的社會性質』(《歷史研究編輯部》中國古代分期問題討論集)。

(5) 胡厚宣『殷代非奴隸社會論』(《甲骨學商史論叢初集》齊魯大學國學研究所、一九四四年) 第四葉。

(6) 趙錫元『試論殷代的主要生產者『衆』和『衆人』的社會身分』(《東北人民大學人文科學學報》一九五六年、第四期)、同『再論商代『衆人』的

- 社會身分」(吉林大學科學學報)一九八二年、第四期)一四一—一五頁。
- (7) 束世激「夏代和商代的奴隸制」(『歷史研究』一九五六年、第一期)。
- (8) 張永山「論商代的『衆』人」(胡厚宣等『甲骨探史錄』新華書店、一九八二年)二一八—二二〇頁。
- (9) 陳福林「試論殷代的衆、衆人與羌的社會地位」(『社會科學戰線』一九七九年、第三期)二一九—二三四頁。
- (10) 裘錫圭「關於商代的宗族組織與貴族和平民兩個階級的研究」(『文史』第一九輯)一四—一九頁。
- (11) 天野元之助「中國における原始國家の形成(二)」(『社會經濟史學』一九・一)三六—三七頁。
- (12) 佐藤武敏「殷代の農業經營に關する一問題」(三上次男、栗原朋信編『中國古代史の諸問題』東京大學出版會、一九五四年)一七頁。
- (13) 島邦男『殷墟卜辭研究』(汲古書院、一九五八年)。
- (14) 白川靜「中國古代の共同體」(『白川靜著作集』四、所收)三五三—三五四頁。
- (15) 石田千秋「衆攷」(『甲骨學』第一〇號、一九六四年)七三頁。
- (16) 堀敏一「中國古代の身分制」(汲古書院、一九八七年)三七頁。
- (17) 顧頡剛、劉起紆著『尚書校釋譯論』(中華書局、二〇〇五年)九六四頁。
- (18) 『尚書校釋譯論』にも云うように、盤庚篇は周書中のどの篇よりも長い。また殷代の卜辭・金文とは比較できないほど長い。西周金文に比べてもそうである。このような異常なまでの長文を書く習慣は殷代には存在しなかったと思う。殷代に原型があったとしてもせいぜい二、三百字程度のものだろう。
- (19) 林澧「關於中國早期國家形式的幾個問題」(『林澧學術文集』中國大百科全書出版社、一九九八年)。
- (20) 張亞初「古文字分類考釋論稿」(『古文字研究』第十七輯)二五四頁。
- (21) 于省吾主編『甲骨文字詁林』中華書局、一九九六年、一七二—一七六頁。
- (22) 溫少峰・袁庭棟『殷墟卜辭研究—科學技術篇—』(四川省社會科學院出版社、一九八三年)二九六—二九七頁。
- (23) 于省吾「釋雉」(『甲骨文字釋林』中華書局、一九七九年)六一—六三頁。同様の説はすでに「釋雉」(『殷契駢枝三』第二十五葉)に見えるが、修正整理された『甲骨文字釋林』の方を引用した。
- (24) 張政烺「卜辭裏田及其相關諸問題」(『考古學報』一九七三年、第一期)
- 一〇頁。
- (25) 彭邦炯「釋卜辭『衆人聲……』及相關問題」(『殷都學刊』一九八九年第二期)一一—一四頁。于省吾主編前掲『甲骨文字詁林』六五四—六五五頁。
- (26) 郭沫若『殷契粹編』考釋一五八葉。
- (27) 鬲は作册矢令毳(集成四三〇〇、四三〇一)に「佳(唯)王于伐楚、白(伯)才(在)炎、佳(唯)九月既死霸于丑、乍(作)册矢令障組于王姜、王姜商(賞)令貝十朋・臣十家・鬲百人、公尹白(伯)丁父兄(睨)于戊、……」とある。ここでは臣某家は家庭を持つ奴隸、鬲はその他の自身の奴隸を意味しているのであって、臣が鬲(隸)に属さないのではない。奴隸には後世の丹書のような名籍があったと思うが、鬲が丹書であったとすれば、臣のそれに記載されているはずで、このような表現にはならない。
- (28) 習鼎(集成二八三八)
- 佳(唯)王四月既省(生)霸、辰在丁酉、井(邢)叔才(在)異、爲□□。事(使)厥小子毳(究)曰(以)限訟于井(邢)叔、我既賣(贖)女(汝)五(夫)。效(父)用匹馬・束絲。限許曰、「**眚**則卑(俾)我賞(償)馬、效(父)則卑(俾)復厥絲束」。質・效父迺許。毳曰、「于王參門、□□木楞、用積(徵)、**征**(誕)賣(贖)茲五夫、用百(鈔)盾。非出五夫、則□盾。迺鬲有積粟、覲金」。井(邢)叔曰、「才(在)王人迺賣(贖)、用積(徵)、不逆付習、母卑(俾)式于**眚**」。習則捧(拜)頤(稽)首、受茲五(夫)曰「陪曰恆曰、**劓**曰毳曰省、事(使)守(鈔)盾。曰(以)告**眚**、迺卑(俾)鄉(饗)」。曰(貽)習西(酒)彼(及)羊。絲三(鈔)盾。用佐(致)茲人。習迺每(誨)于鬲曰、「女(汝)其金毳矢五秉。曰、「必尚(當)卑(俾)處厥邑、田厥田」。
- 眚**則卑(俾)復令(命)曰「若」。
- (29) 顧・劉前掲『尚書校釋譯論』、九六二頁。

(関西學院大學文學部教授)